

岩国市スポーツ少年団指導者協議会規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、岩国市スポーツ少年団本部規約第8章第14条に規定された指導者協議会（以下「協議会」という。）に関することを定める。

第2章 目 的

第2条 協議会は、岩国市スポーツ少年団登録指導者の相互の連携・協力を図り、資質・指導力の向上並びにスポーツ少年団の育成と発展に寄与することを目的とする。

第3章 協議事項・事業

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の協議・事業を行う。

- (1) 指導者の研修及び資質の向上に関すること。
- (2) 指導者の交流と情報交換、広報活動に関すること。
- (3) 指導者の育成及び指導活動についての調査研究に関すること。
- (4) 指導活動の安全対策に関すること。
- (5) 岩国市スポーツ少年団の事業への協力と推進に関すること。
- (6) その他、協議会の目的達成に必要な事業。

第4章 構 成

第4条 協議会は、岩国市スポーツ少年団に登録された指導者をもって構成する。

第5章 登 録

第5条 協議会への登録は単位団ごととし、岩国市スポーツ少年団本部への登録をもって行う。

第6章 役 員

第6条 協議会役員は、岩国市スポーツ少年団本部規約第7章第13条第2項で規定された各種目別専門部長で構成する。

第7章 会 議

第7条 協議会の会議は、本部常任委員会と兼ねることとする。

第8章 会 計

第8条 協議会の経費は、本部会計に含めることとする。

第9章 本規程の変更

第9条 この規程は、岩国市スポーツ少年団本部常任委員会の議決を経て、代議員会の承認を受けて変更することができる。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。